

令和5年度事業計画

令和5年4月1日～令和6年3月31日

I 基本方針

わが国では、少子・高齢や認知症高齢者の増加にあわせて、世帯核家族化や独居高齢者、夫婦のみの高齢者世帯の増加など、地域でのつながりの希薄化が進み、また3年にわたる新型コロナウイルス感染症による経済や社会活動への影響もあり、社会的孤立を背景に、経済的困窮、子どもの貧困、老々介護、虐待、8050問題、ヤングケアラーなど、施策や制度の狭間により解決に至らない課題も顕在化し、生活・福祉課題はますます複雑多様化・深刻化しています。

そうしたなかで、新型コロナウイルス感染症に対する国の施策の一つとして大きな役割を果たした「生活福祉資金特例貸付」に係る償還業務が、令和5年1月から物価高騰下で開始され、5月8日からは新型コロナウイルスの感染症の法上の位置づけを「5類」とし、マスク着用の考え方の見直しなど、ウィズコロナ（新型コロナウイルスとの併存）への展開を示しています。

これらを見据え、地域福祉を推進する中核的な役割を担う本会は、相談支援を通じて一人ひとりの課題にしっかりと寄り添い、人と人とのつながりづくりの構築に向け、令和5年度も引き続き、2年度から5カ年計画で取り組んでいる「西淀川区地域福祉計画・地域福祉活動計画」において、「気づく」「知り合う」「助け合う」「届ける」「活かす」の5つの基本目標を掲げ、具体的な実施に向け、人と人が支え合あうことができる「地域づくり」に取り組んでまいります。

そして、本会の基本理念である「支え上手 支えられ上手な人があふれる地域づくり」と連動させ、地域住民が主体的に地域課題を把握し解決に向けて取り組めるよう、地域づくり・地域コミュニティ力の強化などを支援するとともに、複雑多様化・深刻化した生活・福祉課題を包括的に受け止める総合的な支援体制づくりの強化をめざします。

II 事業概要

1 法人運営事業

地域福祉の推進を図るため、多様な取り組みを展開します。

(1) 組織の強化及び安全性の確保

- ① 適正な法人運営……適正な法人運営と適切な事業展開を図るため、理事会・評議員会を開催し、評議員を選任及び解任する場合は、評議員選任・解任委員会を開催します。

- ② **透明性の向上**……法人運営の透明性と信頼性を高めるため、事業計画や事業報告、財政状況などの情報公開を行います。また、個人情報の保護の徹底を図るため、定期的に法人内で個人情報適正委員会を開催し、職員のコンプライアンス意識の向上に努めます。
- ③ **安全性の確保**……基本的な感染症対策に努め、衛生物品の確保や館内消毒を行います。
- ④ **体制の強化**……法人運営担当職員を配置し、法人運営の強化を図るとともに、職員の専門性や資質の向上をめざし、積極的に外部研修に参加します。また、職員体制の充実を図るため、職員確保に努めます。
- ⑤ **会員組織の拡充**……会員組織を拡充するとともに、自主財源の確保を図るため、会員組織の増加に努めます。

事業名	時期	内容
理事会・評議員会 評議員選任・解任委員会	通 年	6月：事業報告・決算、3月：事業計画・予算、その他必要に応じて開催
職員研修会	通 年	個人情報適正委員会、コンプライアンス、専門研修 など
安全対策	通 年	館内消毒、感染症対策委員会
職員募集	適 宜	必要に応じて募集
会員組織	通 年	個人(1千円/口)、団体・法人(1万円/口)の拡充（目標：個人50人、団体等40）

(2) 善意銀行の運営

- ① **受付・払出**……預託金品（寄付）を日常的に受付するとともに、善意銀行運営委員会や善意銀行払出部会などでの検討を踏まえ、区内の福祉事業や団体の活動に対し払出を行います。
- ② **払出先の募集**……地域での福祉活動や居場所づくりなど、区内の福祉活動の立上げ支援・育成を図るため、福祉ボランティア活動やサロン活動などを計画している団体・ボランティアグループなどを対象に、「福祉ボランティア活動応援資金」などの払出先を募集し、審査のうえ、適切に助成します。

事業名	時期	内容
善意銀行の運営	通 年	受付（通年）、払出部会：適宜開催
善意銀行運営委員会	通 年	6月：報告、12月：払出先、その他必要に応じて開催
払出先の公募・助成	通 年	払出先の公募（通年）、「福祉ボランティア活動応援資金」の募集（4月）

(3) 広報・啓発活動

- ① **情報発信の充実**……本会の活動を発信し、住民の理解と協力を深めるため、区社協広報誌「区社協だより」を発行するとともに、ホームページ、フェイスブック、公式 LINE を活用した最新情報の発信に努めます。ま

た、パンフレットやリーフレットなどを活用した広報啓発活動を推進します。

- ② **区社協の見える化の推進**……誰もが親しみやすく、相談しやすい環境づくりを推進するため、区社協キャラクター「ふくふ君」を活用した、会員募集や事業周知を進めます。

事業名	時期	内容
区社協だより	通年	8月・2月に発行予定（新聞折り込み等）
ホームページ・フェイスブック・公式LINE	通年	最新情報の発信

(4) 関係機関等との連携・協力

- ① **共同募金への協力**……募金活動を充実するため、共同募金運動の広報や啓発、街頭募金への職員参加など積極的に協力します。また、大阪府共同募金会と連携・協力し、地区募金会事務を効果的に行います。さらに、大阪府共同募金会より受けた配分金を各地域社協はじめ福祉を推進する団体からの申請に基づき配分し、区内福祉活動を促進します。
- ② **日赤業務との連携・協力**……日本赤十字社大阪府支部並びに区奉仕団と連携・協力し、社資募集業務に協力します。
- ③ **各地域団体との連携・協力**……自主的な運営を行う地域団体（区地域振興会、区内関係団体等）の運営・活動に協力し、地域福祉に関する理解と地域福祉活動の効果的な推進を働きかけます。

事業名	時期	内容
共同募金	通年	共同募金の配分（6月）、街頭募金活動（10月）
日赤活動	通年	社資募集（5月）
地域団体活動支援	通年	地域振興会（第4水曜日）、地域社協委員長会（随時）

2 地域福祉活動支援事業

感染症対策の規制が緩和し、通常活動の回復が期待される中、小地域福祉活動を支援し、行政、関係機関とも連携・協働して課題解決や改善に向け「だれもが自分らしく安心して暮らし続けられる地域づくり」ができるような顔の見える関係づくりを築いていきます。

(1) 地域生活課題の予防・解決に向けた小地域福祉活動の支援及び多様化する生活課題・福祉課題への対応

- ① **地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進**……引き続き「西淀川ささえあいあいプラン」～支え上手 支えられ上手な人があふれるまち～の計画を基に、次の取り組みを推進します。

ア 推進のための仕組み……計画的に取り組みを進めていくため、年度ごとの達成状況や課題などを把握し、適切な評価を行う「西淀川地域福祉推進会議」「評価委員会」の開催。

イ 福祉語ろう会……地域の課題や困りごとなどを共有する場。地域福祉活動の具体的な展開や活性化などを協議・検討する場の開催。

ウ ちょこっと♡助っ人ポイント制度……地域や事業所、区の行事・イベントなどで、気軽に手伝いできる方などを積極的に募り、活動を支援・サポートできるような仕組みの推進。

エ ウェルカムバンク～ウェルカムな気持ちを届けるバンク～……区内の外国籍の人を知るため「数珠つなぎインタビュー」の継続及び「にほんごカフェ」の開催により、外国籍の人に寄り添う支援を行う。また、その方の生活支援などを行える方を「ウェルカムバンクかかわり隊員」として登録を促し、意見交換会の場を設定。

オ となりのお節介さん……地域において、日常的な情報収集や発信を行っている方や、人知れず活動している方を「となりのお節介さん」として認定。

② 地域福祉活動連絡会の開催……地域の福祉活動者を対象に、福祉活動に関する情報交換及び情報提供、地域福祉の推進に関する意見交換や課題の検討等、区役所との合同事務局で「地域福祉活動連絡会」を開催します。

③ 地域アセスメントデータの整備と活用

さまざまな部門と連携し、小地域福祉活動の支援を効果的に展開できるよう、システムを用いて地域情報の収集に努め、地域の支援に活用します。

④ 社会福祉大会（4年に1回）の開催

地域福祉の一層の推進に向け、社会福祉大会を開催します。

⑤ ドラ☆パンにしよどの開催

NPO 団体、子ども食堂スタッフメンバーと区社協が協力し、フードドライブ・フードパントリーを定例的に開催します。

事業名	時期	内容
地域福祉計画・地域福祉活動計画の推進	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・西淀川地域福祉推進会議の開催（年3回） ・評価委員会の開催 ・「福祉語ろう会」の開催 ・ちょこっと♡助っ人ポイント制度の推進 ・ウェルカムバンクの取り組みの推進 ・となりのお節介さんの取り組みの推進
地域福祉活動連絡会	通年	奇数月に開催
地域アセスメントデータの整備と活用	通年	地域アセスメントシートの充実
社会福祉大会	1回	社会福祉大会の開催
ドラ☆パンにしよど	通年	フードドライブ・フードパントリーの開催（年4回）

(2) 参画・協働による地域づくり・場づくり

① **ボランティア・市民活動の推進**……ボランティアの需給調整、ボランティア活動や NPO 活動の立ち上げや運営に関する相談・支援、「ボランティア情報誌」の発行等の情報提供、福祉ボランティアグループ活動助成の案内・申請受付、ボランティア保険の受付・取り次ぎ、資・機材の貸出やボランティア・市民活動センタースペースの使用などの支援をとおし、さまざまなボランティア・市民活動の活性化をめざします。

ア ボランティア・市民活動センターの運営……ボランティア・市民活動センターの円滑な運営を図るため、ボランティア・市民活動センター運営委員会を開催します。またボランティアが主体となったボラセン GO! 連絡会との相互連携を進め、より一体的なボランティア中心のセンター運営をめざします。

イ ボランティアの発掘……新たなボランティアの発掘・養成のため、各種ボランティア養成講座の開催とともに、ボランティアグループ等のスキルアップを図るため、ステップアップ講座や研修会などを開催します。

ウ 多様な主体の参画と協働の推進……多様な個人・ボランティア・市民活動団体、企業・事業所、NPO など、それぞれの特性や強みを活かした連携や協働を生み出す“出会い・交流する場”「にしよどリンク（異業種交流会）」の開催。また協働を推進するため、「ボラセン GO! 連絡会」や「ボランティアエキスポ」を開催し、交流、情報発信・情報共有に努めます。

② **各種団体・関係機関等の継続支援**……高齢者、子ども、障がい児・者、子育て中の親等、活動の継続・発展に向けて、団体同士がつながり、相互に情報交換や課題共有ができるよう、「子ども・子育て支援連絡会」の開催や、障がいに関する情報共有のため「自立支援協議会」への参画、高齢者に関する情報共有のため地域包括支援センターの「地域課題会議」への参画、地域でのこどもの居場所活動に関するニーズや活動状況を把握するうえで「西淀川こどもネット」への参画、また社会福祉施設同士の連携の場づくりの取組み支援のため「社会福祉施設連絡会」を開催するなど連携強化への継続支援を図ります。

事業名	時期	内容
ボランティア・市民活動の推進	通年	運営委員会の開催(年3回)、ボランティア講座の開催、ボラセン GO! 連絡会(年6回、企画会議年6回)、ボランティアエキスポの開催、にしよどリンクの開催(年6回、企画会議年6回)、個人ボランティア交流会(年2回)
各種会議	通年	子ども・子育て支援連絡会、社会福祉施設連絡会の開催及び自立支援協議会、包括支援センターの地域課題会議、西淀川こどもネットへの参画

(3) 地域における共生をめざした福祉教育の推進

- ① 福祉教育の推進と支援……地域住民の福祉に対する意識を高め、より住みよいまちづくりをめざし、福祉に関する学習会や講習会の開催を支援します。
- ② 認知症の理解促進……認知症の人や家族を支援する認知症サポーターの養成を担う「キャラバン・メイト連絡会」の運営と、「認知症サポーター養成講座」の実施支援を通じて、認知症の人を地域で支える取組みを行います。
- ③ 貸出・払出事業……子どもたちの遊びなどに活用する「大型遊具貸出事業」や車いすを必要とする人への「車いす貸出事業」、食事サービスや子ども食堂などに対する「ハチ食品寄付物品による払出事業」を引き続き行います。

事業名	時期	内容
福祉教育	通年	小・中・高校での福祉教育、地域での福祉学習会・講習会
認知症支援	通年	キャラバン・メイト連絡会の開催（奇数月）、認知症サポーター養成講座の開催支援（随時）
貸出・払出事業	通年	大型遊具貸出事業、車いす貸出事業、ハチ食品寄付物品による払出事業

(4) 大規模災害発生時に備えた災害対策の推進

- ① 大規模災害時に的確な支援を行うための災害対策の推進……災害時の対応が円滑に行うことができるよう、初期行動計画、事業継続計画（BCP）の定期的な更新や災害訓練の実施、計画的な必要物品の備蓄等の管理について整備を図ります。
- ② 防災対策委員会の実施……防災対策の適切な実施を図るため、防災上の基本的な事項を審議する防災対策委員会を適時実施します。
- ③ 災害対策本部設置訓練の実施……大規模災害の発生に際し、災害発生直後から災害対策本部が設置され、応急対策体制を確立し、その活動が軌道に乗るまでの初動期に、職員一人ひとりがとるべき行動等を理解し、迅速かつ適切な災害対応が行えるよう、市社協と合同で災害対策本部設置訓練を実施します。

事業名	時期	内容
災害対策の推進	通年	初期行動計画、事業継続計画（BCP）の定期的な更新、備蓄品等の整備
防災対策委員会	通年	適宜
災害対策本部設置訓練	12月	市社協合同災害対策本部設置訓練

3 要援護者の見守りネットワーク強化事業

福祉専門職の「見守り支援ネットワーカー」と、各地域に配置する「地域福祉活動支援コーディネーター※」が連携し、支援を要する世帯の早期発見、早期支援のための、地域におけるきめ細やかな見守りネットワークの構築をめざします。

※「地域福祉活動支援コーディネーター」とは、地域で孤立する要援護者（高齢者や障がい者など）を地域で把握し、地域での見守り支援や専門機関への橋渡しを行うことを目的に区内の地域に配置しています。

(1) 要援護者支援の充実

- ① **要援護者情報の集約・提供**……行政が保有する要援護者情報を集約し、地域団体等への情報提供に係る同意確認を進め、地域の見守り活動等につなぎます。また、地域の実態を反映した要援護者名簿の整備を進め、各地域に名簿提供及び更新をしたうえで、地域住民が主体となる見守り活動を支援します。
- ② **支援が必要な人の発掘・つなぎ**……支援が必要にも関わらず、福祉サービスや地域における見守り活動等の支援を受けていない人や制度の狭間で専門的な対応が必要な孤立世帯等に対して、「見守り支援ネットワーカー」が積極的に出向き、支援のニーズに応じて適切な関係先と調整し、福祉サービスや地域の見守り活動等につなぎます。
- ③ **認知症見守りネットワークの構築**……認知症高齢者等の行方不明時の早期発見、保護のための仕組みとして、認知症高齢者等事前登録及び協力者へ「見守りメール」の配信をおこないます。

事業名	時期	内容
同意確認	2月	同意書発送（約800件）訪問 など
要援護者情報の地域への提供	通年	要援護者名簿の整備及び名簿提供の更新
認知症高齢者見守りネットワーク	通年	事前登録者（令和5年2月現在226名）・協力者（令和5年2月現在126名）にメール配信

(2) 多様化する生活課題・福祉課題への対応

- ① **包括的・重層的な相談支援の強化**……区社協自体が「総合相談窓口」として、住民の抱える多様な困りごとを受け止め、適切なサービスにつなぐことができるよう、地域と専門職との連携により地域での暮らしを支えます。
- ② **「見守りネット倶楽部」の推進・地域福祉の担い手の育成**……高齢者や障がいのある人など、支援を必要とする人を地域で見守ることができるよう、「見守りネット倶楽部」の構築を継続します。

事業名	時期	内容
相談支援体制の強化	通年	区安心安全連絡会、区内関係機関の連絡会等への出席
見守りネット倶楽部	通年	支援を必要とする人の地域主体の見守り活動へ展開

4 生活支援体制整備事業

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、介護予防の取り組み及び多様な主体、特に高齢者自身が主体となる生活支援の体制づくりの支援をします。令和3年度より配置した「第2層生活支援コーディネーター（日常生活圏域ごとに1名）」による、身近な生活支援・介護予防の充実に向けた支援強化を図ります。

(1) ニーズと地域資源の把握・ネットワークの構築

- ① 第1層協議体会議の開催（ネットワークの構築）……3師会をはじめとする関係機関、ボランティア、民生委員・老人クラブ、行政等と地域づくりにおける意識の統一・共有を行い、地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進について、意見交換や情報共有を行いながら、地域の課題に対応した今後の地域資源の開発の進め方等について企画、立案、方針決定等の協議をします。また、議題等に応じた「ワーキング部会」を開催します。
- ② 第2層協議体会議の開催（ネットワークの構築）……地域福祉活動者、地域福祉活動支援コーディネーター、地域包括支援センター、健康サポート薬局、介護保険サービス事業者等と地域づくりにおける意識の統一・共有を行い、地域ニーズ、既存の地域資源の把握、情報の見える化の推進について、意見交換や情報共有を行いながら、地域の課題に対応した今後の地域資源の開発の進め方等について企画、立案、方針決定等の協議をします。
- ③ ニーズと地域資源の把握……フィールドワーク、地域包括支援センター等関係機関との連携及び各地域の高齢者を対象としたニーズ調査等により、地域ごとのニーズや地域資源を把握し、地域アセスメントを行います。

(2) 地域資源・サービスの開発等

- ① 地域資源・サービスの開発……(1)により地域の高齢者が抱えるニーズ及び資源・サービスが不足していることを把握し、多様な主体に働きかけを行い、新たな地域資源・サービスの立ち上げ支援を行います。
- ② 既存資源の拡充……既存資源において、参加者が増加しない、担い手が不足している、コロナ禍での感染症対策のための休止等の課題に対して、周知活動等の支援をするよう働きかけを行います。
- ③ 講座等の開催……ニーズに対応した新たな地域資源・サービスの立ち上げのために、新たな担い手の発掘及び養成を目的とした講座等を開催し

ます。

(3) 活動の場の発掘

- ① 活動の場の発掘……社会福祉施設や商店街空き店舗等、有効活用可能なスペースを地域住民とともに新たな地域資源として活用していきます。

(4) サービス実施情報の周知等

- ① 実施情報の周知等……「西淀川区^得に～よん参考書シリーズ」により、高齢者だけでなく地域住民・関係機関に向けて介護予防・生活支援サービスの周知をします。

事業名	時期	内容
ネットワークの構築	通年	第1層協議体会議の開催（年2回） 専門部会：『いきいき・はつらつミーティング（全域・区包括圏域・南西部包括圏域）』、『有効活用ネットワーク部会』、『在宅医療・介護連携推進事業区民啓発部会』の開催 第2層協議体会議の開催（年1回）
ニーズと地域資源の把握	通年	地域活動の場にてアンケート調査等
地域資源・サービスの開発	通年	地域の身近なところに高齢者（特に男性）が介護予防のために集える場の立ち上げ支援
既存資源の拡充	通年	コロナ禍で中止となっている活動の再開に向けた支援及び再開している活動の周知等
講座等の開催	通年	担い手養成講座の開催
活動の場の発掘・開発	通年	『有効活用ネットワーク部会』や地域密着型サービス事業者等と協働し新たな活動の場を開発
サービス実施情報の周知等	通年	西淀川区 ^得 に～よん参考書～コミュニティ情報編～改訂版（2023年版）を活用し、周知する。

5 生活困窮者自立支援事業

社会的孤立・経済的困窮により生活困難を抱える方々の早期把握と自立に向けた支援を株式会社アソウ・ヒューマニーセンターと共同体として取り組みます。

特に、コロナ禍による生活困窮者等への相談支援について、区役所生活自立相談窓口との連携を密にします。

(1) 相談窓口の運営

- ① 相談受付・対応……社会的孤立・経済的困窮により生活困難を抱える方の尊厳ある自立を支援するため、区役所生活自立相談窓口と連携します。

事業名	時期	内容
相談受付・対応	通年	区役所3階に開設

6 生活福祉資金貸付事業

経済的自立と生活の安定をめざすことを目的に、資金制度の窓口として、生活課題を抱える人たちに対して支援します。

(1) 相談窓口の運営

- ① 生活福祉資金貸付事務事業の推進……所得の低い方や、障がい者または高齢者の世帯など、様々な生活課題を抱える人たちが、経済的な自立と生活の安定が図れるよう、相談対応し、大阪府社会福祉協議会の「生活福祉資金貸付事業」の貸付により、民生委員・児童委員によるサポートなどにつながります。また、コロナ渦で収入減少や不安定就労によって生活が安定しないなど、貸付金の償還が難しい方には、生活困窮者自立相談窓口と連携し、生活再建に向けたフォローアップ支援を行います。

事業名	時期	内容
生活福祉資金等の相談受付・対応	通年	福祉資金、教育支援資金、総合支援資金の相談・窓口対応

7 介護予防事業（なにわ元気塾）

地域の集会所などで、65歳以上の方を対象に、介護が必要な状態になることを予防し、地域での仲間づくり・交流を促進します。

(1) 介護予防事業（なにわ元気塾）

- ① 介護予防教室……65歳以上の方を対象に、介護が必要な状態になることを予防し、いつまでもいきいきと自立した、自分らしい生活が送れることができるよう、老人憩の家などにおいて、体操やレクリエーション、音楽、落語、手工芸などのプログラムを提供します。また、地域包括支援センターや生活支援体制整備事業とも連携し、生きがいつくりにつながる活動の情報提供を行います。

事業名	時期	内容
介護予防教室	通年	14地域で毎月1回開催（17箇所）

8 あんしんさぽーと事業（日常生活自立支援事業）

認知症や知的障がい、精神障がい等で判断能力に不安のある方が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、権利擁護に関する取組みを推進します。

(1) あんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）

- ① 適切な利用の推進……判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を営むことができるよう、意思決定支援の理念を基本に、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理などを実施します。

事業名	時期	内容
あんしんさぼーと	通年	日常の金銭管理や証書等の預り、利用者の権利擁護

9 地域包括支援センター事業

歌島中学校下と佃中学校下における地域包括支援センターとして、令和5年4月1日から令和11年3月31日までの6年間公募選定により受託しました。介護や福祉、保健、医療などのサービスが包括的かつ継続的に提供される「地域包括ケア」を支える中核機関としての役割を担います。

※地域包括ケアとは、高齢者の方が医療や介護が必要な状態になっても、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保されるという考え方です。

※区内には2箇所の地域包括支援センターがあり、大阪市より受託し運営しています。

※本会が運営する「西淀川区地域包括支援センター」は歌島・佃中学校下圏域を担当し、社会福祉法人博陽会が運営する「西淀川区南西部地域包括支援センター」は淀・西淀中学校下圏域を担当しています。

(1) 包括的・重層的な相談支援強化

- ① 総合相談……「総合相談窓口」として、高齢者やその家族・親族の抱える多様な相談を受け止め、様々な社会資源（フォーマル・インフォーマルサービスなど）の活用を促すとともに、地域や関係機関（専門機関、行政など）との連携に努め、重層的な相談支援強化を図ります。
- ② 権利擁護……高齢者の権利擁護のため、高齢者虐待対応や判断能力の不十分な認知症の方などへ成年後見制度やあんしんさぼーと事業の活用を促します。また、高齢者への消費者トラブルやオレオレ詐欺などの特殊詐欺などへの注意喚起や被害防止に関する啓発を充実します。

事業名	時期	内容
総合相談	通年	介護（予防）やくらしの相談受付・助言・相談支援など
権利擁護	通年	高齢者虐待対応及び虐待防止への取り組み 成年後見制度に関する相談受付・助言・相談支援 消費者被害などの注意喚起 など

(2) 包括的・継続的ケアマネジメント支援

① 介護支援専門員への支援……介護支援専門員の課題・ニーズに応じたスキルアップ研修の開催や相談しやすい関係づくりに努めます。また、介護支援専門員相互の情報交換・課題共有などを行う場を設け、介護支援専門員同士のネットワーク構築をめざします。また、個別支援において、西淀川区^得に～よん参考書シリーズを活用し相談支援できるように使い方に関する講座を実施します。

② 多職種との連携・協働……個々の高齢者の状況変化に合わせ、包括的・継続的ケアマネジメントができる地域を目指します。

そのため、介護支援専門員、医療機関、薬局、介護サービス事業者、生活支援コーディネーター、在宅医療・介護連携支援コーディネーター、認知症地域支援推進員、総合相談窓口などとの円滑かつ効果的な連携・協働のため、会議開催や会議参画し、地域課題・ニーズを共有し、解決に向けた取組みを実施します。

事業名	時期	内容
介護支援専門員の支援	通年	介護支援専門員の課題・ニーズに応じたスキルアップ研修 情報交換・課題共有のための場 西淀川区 ^得 に～よん参考書シリーズ活用講座
多職種との連携・協働	通年	に～よん地域包括ケアシステム委員会 4事業会議（包括的支援事業） 西淀川区支え合う安心安全連絡会 など

(3) 地域ケア会議

① 個別ケース検討の地域ケア会議……包括的・継続的なケアマネジメントの支援体制を構築するため、支援に困難を感じているケースなどに関して「個別ケース検討の地域ケア会議」開催します。さまざまな機関や職種の多様な視点で検討を行うことにより個別ケースにおける課題解決を目指すとともに、介護支援専門員などの課題解決力の向上を目指します。

② 自立支援型ケアマネジメント検討会議……高齢者の自立支援・介護予防・重度化防止に向けて、高齢者のQOL（生活の質）の向上、介護支援専門員のスキルアップのため、「自立支援型ケアマネジメント検討会議」を開催します。

③ 地域課題整理のための地域ケア会議……「個別ケース検討の地域ケア会議」「自立支援型ケアマネジメント検討会議」から見えてきた課題（案）をまとめ、地域住民、他職種・多職種で地域課題を抽出するとともに、課題解決にむけた取組みを進めていきます。

④ 振り返りのための地域ケア会議……支援を行ったケースについて、関わった関係機関等で支援の振り返りを行い、課題を共有することで、今後の支援の質の向上を目指します。

事業名	時期	内容
個別ケース検討の地域ケア会議	通年	必要時に開催
自立支援型ケアマネジメント検討会議	通年	年12回（自立支援型ケアマネジメント小会議含む）
地域課題整理のための地域ケア会議	通年	年2回

(4) 家族介護支援事業

- ① にしよど介護予習スクール……現在介護をしている人や今後その可能性のある人を対象に、介護に関する心構えや備えに関する教室を開催します。
- ② 家族介護者のつどいの場……家族介護者の悩みや情報交換の場として、家族介護者家族の会「ひまわりの会」、男性介護者の会「ひょうたんの会」の開催を支援します。
- ③ 介護や認知症への理解を深めるための啓発の推進……家族介護者や地域住民を対象に、西淀川区^得に～よん参考書シリーズの使い方講座を開催し、介護や認知症への理解の啓発を行います。

事業名	時期	内容
介護予習スクール	通年	介護や認知症の知識・技術の習得のための講座 西淀川区 ^得 に～よん参考書使い方講座
家族介護者のつどいの場	通年	家族介護者の会「ひまわりの会」各月1回 男性介護者の会「ひょうたんの会」各月1回

(5) 指定介護予防支援事業（第1号介護予防支援事業含む）

要支援者・事業対象者が要介護状態となることを予防し自立した生活を送ることができること、本人の意思を尊重し生活の質の向上に資するサービスを提供すること、一人ひとりが生きがいや自己実現のための取り組みができることなどを目指し支援します。また、心身機能の改善だけでなく、地域の中で生きがいや役割を持ち、いきいき・はつらつとしたくらしができるよう身近な活動の場などへの参加を促します。

事業名	時期	内容
介護予防支援	通年	ケアプランの作成、助言・指導
介護予防ケアマネジメント	通年	ケアプランの作成、助言・指導

10 老人福祉センター事業

西淀川区における高齢者福祉の拠点施設である「西淀川区老人福祉センター」

の管理運営業務を担います。地域の高齢者に対し、健康の増進、教養の向上やレクリエーションのための各種サービスを提供するとともに、ボランティア活動など地域での社会参加を支援します。

(1) 西淀川区老人福祉センターの運営

- ① **生きがいづくりへの支援**……高齢者のQOL(Quality of life)を高めるための「安心できる居場所」を提供し、「生きがいを持った暮らし」の場づくりとしてセンターを活用いただきます。センターは高齢者が自主的に活動できる場や地域活動への機会(きっかけ)を提供し、高齢者が自主的に活動できるよう支援します。
- ② **健康づくり、介護・認知症予防への取り組み**……健康づくり、介護・認知症予防に取り組む地域づくりを進め、誰もが身近に講座・イベントに参加できる機会を提供します。健康づくり関連は「百歳体操、すこやか健康体操」に加え、トライアル開催で好評だった「チェアヨガ」を定期開催します。認知症予防関連では「切り絵・塗り絵」などの物づくり教室に加え、利用者のより一層の予防効果を目指し、新たに「苔テラリウム、紙バンド」を企画・開催します。
- ③ **合同事業への取り組み**……区教育支援グループと連携し「に～よん文庫」を共催実施します。また認知症予防の「おとなのてらこや」を区内NPO団体と協働し開催します。保健福祉センターと連携し「いきいき百歳体操」の普及にも努めます。
- ④ **老人クラブ活動への支援**……地域の老人クラブ活動を支援するため、区老人クラブ連合会事務局と連携して、会員の生きがいづくり、健康づくりなどの各種イベントを支援します。また、地域での社会参加・福祉施設でのボランティア活動など、地域福祉の推進を支援します。

11 子育て活動支援事業他2事業

「西淀川区子ども・子育てプラザ」の運営と、「地域子育て支援拠点事業(つどいの広場事業)」を推進し、子育て世帯や地域の子育て支援活動などの支援を行います。

(1) 西淀川区子ども・子育てプラザの運営

- ① **子育て情報の収集・管理・提供**……子育てに関する様々な情報を提供するため、区役所や子育て支援事業を実施する施設などと連携・協力し、子育て活動に関する情報共有を図るとともに、区内の子育て支援情報を西淀川区子育て応援サイト「にしよどこそだてほっとえーる」で発信・更新します。また、「プラザだより」などの紙面でもイベント情報の提供をするとともに、定期的な地域の巡回による情報収集や発信を行います。

- ② **地域子育て活動支援**……地域の子育てサロンや子育てサークル活動を支援するため、運営面での助言や場所の提供、遊具の貸出などの支援を行います。また、一時保育ボランティアの養成とスキルアップを図るため、「保育ボランティアセミナー」を開催します。
- ③ **子育て親子の支援**……子育て中の親子を支援するため、子育てに関する必要な知識やノウハウを学べる講座、ストレス解消となる講座などを実施します。また、3か月児健診時に案内される「ブックスタート」を実施し、親子支援講座として、子どもが乳児の間に学べる「ほめ方・叱り方講座」や親子で参加できる「リユースフェア」、親子のスキンシップを図る「ベビーマッサージ&親子ヨガ」などの機会を提供します。
- ④ **児童の健全育成**……異学校・異学年の子どもたちが、相互にふれ合い・交流できるよう、毎月、おやつ作り教室や工作、体験型ゲームなどの機会を提供します。
- ⑤ **地域関連事業**……地域において、地域子育てサロンや世代間交流事業や、外国籍の親子と交流する「多文化交流（ミニミニ縁日）」を開催します。
- ⑥ **その他**……「西淀川区子ども・子育て支援連絡会」に参加するとともに、「絵本展」や「に～よん文庫」に協力します。

(2) 大阪市ファミリー・サポート・センター事業

- ① **ファミリー・サポート・センター事業（支部業務）の推進**……一時的な子どもの預かり、幼稚園や保育所などへの送迎など、臨時的・突発的な保育ニーズに応えることができるよう、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と援助を受けたい人（依頼会員）とを組織化し、会員同士による子育ての相互援助活動を実施するためのコーディネート（調整業務）を行っていきます。また、区独自の提供会員養成講座や依頼会員登録会などを開催するとともに、ファミサポ通信の発行、学習会や会員交流会を実施します。

(3) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場事業）

- ① **子育て親子の交流の場の提供**……はじめての方も参加しやすい雰囲気づくりに努め、親子が自由に遊べ、お互いが交流できるよう、「つどいの広場」を実施します。また、プラザから遠い川北地域と竹島地域、出来島地域において、月1回程度「ミニつどいの広場」を実施します。
- ② **子育て相談**……プラザの利用者が、普段の遊びの中で子育てなどの相談が気軽にできるよう、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、区役所子育て支援室や関係機関との連携を強化します。
- ③ **子育て支援の取り組み**……子育て支援情報を提供するため、地域の子育て関係施設の情報紙などを毎月、館内の「西淀川区内のつどいの広場コーナー」に配架・掲示します。また、3か月～おおむね1歳までの乳幼児の親子を対象に、絵本の楽しみ方に関する解説、絵本ボランティアによる読み聞かせ体験などを行う「ブックスタート」を実施します。